

官報 号外 昭和六十二年十二月四日

○ 第百十回 参議院会議録追録

今回の税制改革における利子課税制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十一月六日

参議院議長 藤田 正明殿 木本平八郎

今回の税制改革における利子課税制度に関する質問主意書

昭和六十二年度税制改正において、当面の減税財源があるにもかかわらず、世論と野党の反対を無視して、永年国民の生涯計画の基盤として定着しているマル優等の利子非課税制度を原則廃止したことは、「弱者には配慮する」と言いながら不十分であり、結果として次のような欠陥を生ずることになるが、これに対する政府の見解並びに対応策を伺いたい。

一 マル優等を、障害者、寡婦、六十五歳以上の老人等に限つたことにより、その他の適用につき甚だしく税の負担増を招くが、次に掲げる病気その他の理由により他に収入増加の道がなく、生活費の圧縮を余儀なくされる社会的弱者の受ける負担増の実額とその対応策を示されたい。

(一) 交通事故等による遺児で、亡くなつた親の補償金等の利子で生活している者(特に複数の就学中の未成年者で構成される世帯)。

(二) この年齢では、通常新たに多額の収入はないので、新規預金はできない。

(三) 満期前、途中解約して預け換える場合、途中解約で手数料を取られるものもあり、あるいは金利低下で不利となることが多い。したがつて六十五歳になつて非課税枠が与えられてもすぐに利用できない。

(四) 本税制改革案審議中において、老人に対する

(一) サラリーマンの遺族である寡婦で、遺族年金と、亡夫の退職金、生命保険金で生活している者(特に未成年扶養者がいる場合)。

(二) 定年退職したが再就職できず、退職金を含む老後資金の運用利子で生活している六十歳未満の夫婦(厚生年金未受給)。

一人九百万円の利子非課税を利用し、マル優等限度超過分は総合課税で源泉徴収分を確定申告により全額還付を受けているものとして、新旧税制による負担(可処分所得)の増減額を明示されたい。なお、運用利率については数年前の長期国債、定期貯蓄等(年率八パーセントあるいはそれ以上)を含んでいれば、平均七パーセントになることを勘案し、高低複数の利率で算定されたい。

二 昭和六十三年四月一日に満六十五歳未満の者の既存の非課税預金に対して、同日以後満期まで課税貯蓄とし、満期前に六十五歳に到達しても非課税とはならないとのことであるが、次の点で問題である。

三 他の所得にも最低控除額があるにもかかわらず、利子所得だけについて、少額の控除もなく一律二十パーセント分離課税を決めたことは総合課税と言ふ税の原則にも反し、金持ち優遇

(三十五パーセントから二十パーセントへの税率低下)となるのみか、主として利子所得に依存する低所得者の基本的権利とも言うべき、イニシエーションによる課税ベースから外れて給与所得等との間で税負担の不公平をもたらしていること、今日において貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を加える必要は薄れてきていくこと等にかんがみ、少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度及び少額公債の利子非課税制度を老人等に対する利子非課税制度に改組するとともに、勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の利子所得等の非課税措置を講じた上、これら以外の利子所得については一定の税率による源泉徴収により他の所得と分離して課税することとされたところである。

四 要するに、今回の税制改革においては、とかく金融機関と徵税側の負担軽減に重点が置かれ、「簡素」「効率」等のみを図り、最も大切な「公平」の原則を逸脱し、大きな被害を受ける弱者を見殺しにする点が問題と思うが、政府としては修正する用意があるか、伺いたい。

右質問する。

る新マル優の適用年齢の引下げ要求に応じなかつたことは問題であり、さらに金融機関等の手数の簡略化を理由にした、かかる筋の通らぬ適用方法は早急に改善されるべきと考える。

一つの提案として、満期時に満六十五歳に到達する預貯金については新マル優を適用した場合はさかのぼり課税してはどうか。これにより満五十五歳以上になれば、長期国債や定期貯蓄金を利用して老後に備えることが可能となり、高齢化社会に対応する税制改革の主旨に沿うことになるし、金融機関の手数もかからぬと思うが、政府の見解を伺いたい。

昭和六十二年十二月四日

参議院議員木本平八郎 内閣総理大臣 竹下 登

参議院議員木本平八郎君提出今回の税制改革における利子課税制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出今回の税制改革における利子課税制度に関する質問に対する答弁書

第百九回国会において成立した「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十六号)」においては、所得税負担の大幅な軽減・合理化を行うとともに、改正前の非課税貯蓄制度について、多額の利子が課税ベースから外れて給与所得等との間で税負担の不公平をもたらしていること、今日において貯蓄奨励といった目的で一律的に政策的配慮を加える必要は薄れてきていくこと等にかんがみ、少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度及び少額公債の利子非課税制度を老人等に対する利子非課税制度に改組するとともに、勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の利子所得等の非課税措置を講じた上、これら以外の利子所得については一定の税率による源泉徴収により他の所得と分離して課税することとされたところである。

一について

御指摘の事例については、それぞれのケースで、どれだけの預貯金を有しているか等が不明であるため、これらについて「新旧税制による負担(可処分所得)の増減額」等を示すことは不可能である。

なお、御指摘の三例のうち、(一)については、交通事故等で父親を亡くした母子家庭は、通常、その母親が「遺族基礎年金を受けることができる妻である者」等として非課税の対象に含まれるものと考えられ、(二)についても、「遺族

基礎年金を受けることができる妻である者」として、非課税が存置される「老人等」に含まれているところである。

二について

御提案の措置の内容は必ずしも明らかではないが、そのような措置を探ることとした場合、このような金融資産を選択した者についての利息所得等について六十五歳未満であつても非課税の恩典が与えられることとなるが、これは、老人の範囲を、国の老人福祉に関する諸制度の適用対象年齢等を勘案して六十五歳以上の者とした趣旨に反するほか、税負担の公平を害することとなり、適当でないと考える。

また、御提案の措置には、長期の金融資産間の選択をかく乱するおそれがあるという問題もあるものと考える。

なお、今回の税制改正においては、勤労者財産形成年金貯蓄の利息所得等について所得税を課さないこととされ、勤労者の老後への備えについて配慮がなされているところである。

三及び四について

利息所得には、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性といった特異性があり、総合課税の適正な執行を確保するためには、捕そく、管理について納税者番号のような大がかりな制度を要するほか、納税者、金融機関、郵便局、国・地方の税務当局に膨大なコストと事務負担を強いることになること等から、現在の納税環境や税務執行体制に顧みれば、直ちに総合課税の対象とすることは、現実的でなく、適當ではないと考える。

このような見地から、一般の利息所得に対する税率による源泉徴収により他の所得と分離して課税することとし、老人等所得の稼得能力の減退した者については老人等に対する利息非課税制度を適用すること等によ

り、実質的な公平を図ることとしたものである。

六 「共同開発」の結果、完成したF16改造型機全體の製作権限は我が國に帰属するのか。また、米国が我が國に対して、①米国内で米軍用に製造する、②米国内で第三国向けに製造する、③第三国にライセンス生産させる等の要請をしてきた場合の政府の対応はどうか。

五

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十二年十一月九日

参議院議長 藤田 正明殿 黒柳 明

F S X 選定問題についての質問主意書

F S X 選定問題については、十月二十三日の安全保障会議で栗原防衛廳長官から「米機F16を基

本型として日米で共同開発することとし、その費用の一部を六十三年度予算概算要求に追加要求する」旨の報告がなされ、了承されたと伝えられるが、実際にはどのような決定がなされたのか不明瞭であるので以下質問する。

一 安全保障会議でどのような決定がなされ、閣議においてはどのような説明がされ、承が得られているのか明らかにされたい。

二 今回の決定は、「共同開発」との認識を示しているようだが、実質的にはF16の「共同改造」と認識すべきものと考える。防衛廳が「共同開発」と位置づける理由を述べられたい。

三 現在まで防衛廳は、今回の決定に至る選定経過をほんと明白にしていない。この際、選定の過程において対象を絞ってきた経過を詳細に説明するとともに、その理由を明らかにされたい。

四 今回、日本主導による「共同開発」を新たに行うことにはかんがみ、「共同開発」で得られた新技术の特許権の帰属及び使用等を規定する日米間の取決めを結ぶ必要はないか。

五 今回の「共同開発」で得られた新技术を米国が、①第三国向けの輸出用戦闘機等に転用する場合、②第三国に技術提供する場合、③米国内で転用する場合の我が國の対応はどうか。

性能について一切説明しない理由は何か。また、政府は将来にわたっても要求性能については国会に説明しないつもりか。

六 この際、過去の主力作戦機(F4EJ、F15 J、F1、P3C、E2C)を採用する際の要求性能と現実の採用機との差を明らかにされたい。

七 今回の「共同開発」によるF16の主なる改造計画案に關し、次の点について現在考えられている構想及び使用技術を説明されたい。

① 機体の改造(素材を含む)

② 搭載コンピュータ

③ レーダー

④ エンジン

⑤ その他

八 F S X についての要求性能については、国会でのたび重なる要求に対しても一切明らかにされていないが、その内容によっては我が国の基

本防衛政策に重大な影響を及ぼすおそれも考えられる。国会におけるシビリアンコントロールを実効あるものとするためにも、次の点について明らかにされたい。

① 開発、現有機の転用及び外国機の導入といった三つの選択肢で検討を行っていた時点における空幕の要求性能と、「共同開発」決定後の要求性能に差はあるか。

② 防衛廳はF S X は「日本独自の使い方や地理的条件に合ったもの」を作りたい旨を明らかにしているが、それらについて具体的に説明されたい。

③ 要求性能について安全保障会議で論議されなかつたのは、それが我が國の防衛構想と密接に係わる問題であるとの立場に立てば、大きな問題と考えるが、政府の見解はどうか。

④ 伝えられているF S X の搭載能力と航続距離にかんがみれば、専守防衛との関係で重大な疑義が生ずると考える。このようなものについては、開発に入る前に国会で十分な論議をしてから行うべきと考えるが、政府が要求

九 今回の「共同開発」のベースとなるF16型機について、十月二十六日の米上院下院合同経済委員会の経済・国際安全保障小委員会の公聴会において、F16 戰闘機の安全性について重大な疑惑が出された旨報道されているが、防衛廳はF16の欠陥問題についてどのような認識を持つているか。

十 F S X に要する総経費と、その内訳(開発費及び単価)を明示されたい。

右質問する。

昭和六十二年十一月二十四日

参議院議長 藤田 正明殿 竹下 登

参議院議員黒柳明君提出F S X 選定に関する質問に対する答弁書

右質問する。

二について

防衛庁が、FS-Xに関する措置として今回決定したのは、日米の優れた技術を結集し、F-16を、我が国の運用構想、地理的特性等に適合するよう改造するための開発を行うことである。

三について

FS-Xについては、昭和六十年九月策定された中期防衛力整備計画において、「支援戦闘機(F-1)の後継機に関し、別途検討の上、必要な措置を講ずる」旨決定されている。

その後、防衛庁は、FS-Xに関する措置の具体的検討作業を開始し、「国内開発」、「現有機の転用」及び「外国機の導入」について検討を進めてきたが、この過程で米国から「共同開発」の提案があつたので、それまで「国内開発」としていたものを「開発」に改めた。

防衛庁は、この三つの選択肢について、引き続き、いわゆる栗原三原則の下で検討してきたが、昭和六十二年十月の日米防衛首脳会談における意見交換の成果を含め検討した結果、既存の戦闘機は、いずれも我が国の運用構想、地理的特性等の観点から、FS-Xとして採用することは適当でなく、我が国の主導の下、日本の優れた技術を結集し、F-15J又はF-16を改造開発する案が、取得の確実性、費用対効果、インテラオペラビリティ(相互運用性)の確保等の観点から最も適切であると判断した。

さらに、この二つの改造開発案について検討した結果、防衛庁として、昭和六十二年十月、FS-Xに関する措置については、F-16の改造開発案が費用対効果等の観点から最も適切なものであるとの結論を得たところである。

なお、FS-Xの機種選定は、この開発の成

果を踏まえ、将来行われるものであることは言うまでもない。

四から六までについて

本開発をどのような枠組みの下で日米間で実施するかという問題については、御指摘の点も含め、我が国の国内法、日米間の関連取締等を踏まえて、今後日米両国の政府間で協議することとしている。

七について

防衛庁としては、開発に際して、機体については、複合材等の先進材料及び先進構造技術を適用し、また、搭載電子機器についてはアクティブ・フェーズド・アレイ・レーダー、小型軽量コンピューター等を採用するとともに、エンジンはより推力の大きいものに換装すること等を予定しているところである。

八の①、②及び④について

我が国の防空については、「防衛計画の大綱」にあるとおり、十三個飛行隊の戦闘機部隊をもつてこれにあたることとし、その中で、支援戦闘機部隊三個飛行隊は、着上陸攻阻止め地支援の任務も果たし得るものとして整備している。

また、我が国は、地理的に細長く、戦闘機を配備できる基地の数も限られており、さらに、航空軍事技術の進歩等を考慮すれば、我が国防衛作戦においては、作戦地域に近い基地には要撃戦闘機を展開して防空作戦を行い、支援戦闘機は、同地域からかなり離れた基地から運用せざるを得ない。

したがつて、FS-Xは、我が国このよう

な特殊性を踏まえ、将来における技術的水準の動向等に対応して、防空、着上陸攻阻止め地支援といった任務を遂行し得る性能のものが必要であると考えており、この要求性能の主

要事項については既に公表したところであるが、その細部は秘にわたるので、公表は差し控えたい。

なお、開発に際して期待する主要性能につい

ては、国会審議等に資するため、今後とも、可

能な範囲で公表してまいりたいと考えている。

また、検討の過程において基本的な要求性能が変更されたという事実はない。

八の③について

昭和六十二年十月二十三日に開催された第九回安全保障会議においては、御指摘の要求性能の点も含めて、審議を行つたものである。

九について

F-16は、高い安全性を有し、多くの国で採用されている航空機であると承知しており、FS-Xのベースとして改造開発することについて、特に問題があるとは考えていない。

F-16は、高い安全性を有し、多くの国で採用されている航空機であると承知しており、FS-Xのベースとして改造開発することについて、特に問題があるとは考えていない。

FS-Xの所要経費及び単価については、その量産化が決まつていないこと等から現段階で申し上げることは差し控えたいが、防衛庁の検討においては、開発経費は、一定の前提の下に、昭和六十年度価格で約千六百五十億円と見積もつてある。

十について

FS-Xの所要経費及び単価については、その量産化が決まつていないこと等から現段階で申し上げることは差し控えたいが、防衛庁の検討においては、開発経費は、一定の前提の下に、昭和六十年度価格で約千六百五十億円と見積もつてある。

二 政府が先に決めた「ペルシャ湾における自由安全航行確保のための我が国の貢献に関する方針」のうち、間接的財政支援は先送りとなつたが、将来、ペルシャ湾安全航行のために日本側が在日米軍経費の大幅肩代わりをするならば、直接的にも間接的にもペルシャ湾紛争に介入する結果になり、イラン・イラク両国に対する中立友好を損なうことになると思うが、どうか。

右質問する。

昭和六十二年十一月十七日

竹下 総理はニューザウイーク誌のインタビュー

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十一月九日

黒柳 明

参議院議長 藤田 正明殿

黒柳 明

意書

在日米軍経費の日本側負担増に関する質問主意書

竹下 総理はニューザウイーク誌のインタビュー

に答えて、現行の地位協定による経費分担を「か

つて日本の国民一人当たり所得がアメリカのわざ

か十分の一しかなかつたころに決まつたものだ。

財政負担の面では、現在の我々はもつと多くのことをなすべきだ。」としているが、これは地位協定の抜本的見直しを必要とする重要な問題なので以下質問する。

一 政府は在日米軍駐留費の大幅肩代わりの具体的検討に入つたと聞くが、日本側負担のうち、いわゆる「思いやり予算」は昭和五十四年度三十億円からスタートし、現在は九百三十一億円、日米特別協定分を入れると千九十六億円にも達しており、内容を見ると米軍が直接負担すべきものまでが含まれてきている。これ以上増額するならば、現行の地位協定の改正をしなければならないと思うが、地位協定の改正を新しい特別協定で行おうとするのか明らかにされたい。

二 政府が先に決めた「ペルシャ湾における自由安全航行確保のための我が国の貢献に関する方針」のうち、間接的財政支援は先送りとなつたが、将来、ペルシャ湾安全航行のために日本側が在日米軍経費の大幅肩代わりをするならば、直接的にも間接的にもペルシャ湾紛争に介入する結果になり、イラン・イラク両国に対する中立友好を損なうことになると思うが、どうか。

右質問する。

三

参議院議員黒柳明君提出在日米軍経費の日本側負担増に関する質問に対する答弁書

参議院議員黒柳明君提出在日米軍絏費の日本側負担増に関する質問に対する答弁書

参議院議員黒柳明君提出在

にグローバルな役割を果たしている状況の下で、我が国の安全保障により不可欠な日米安保体制のより一層の効果的運用を確保する見地から、適切な対象について在日米軍経費の軽減の方途について米国と協議を行う旨決定された。政府としては、在日米軍経費の軽減の具体的な方途について、今後慎重に検討していく所存である。

二について

(1) 我が国のペルシャ湾安全航行確保のための貢献策は、非軍事的手段によるものであり、その内容も、安全航行援助施設、湾岸及び周辺国への経済・技術協力拡充、国連特別拠出金等幅広いものとなっている。かかる決定を行つた我が国の基本的立場については、イラン、イラクを始め関係国の理解と評価は得られるものと考えている。

なお、在日米軍経費の軽減については、一についてにおいて述べたとおりである。

(2) 今回の決定は、紛争終結後のイラン、イラク両国復興のための出来る限りの協力、国連事務総長の紛争当事国間の調停に必要とする経費負担をも含むものであり、いかなる意味においても我が国のイラン・イラク紛争への介入をもたらし、また、我が国のイラン、イラク双方との友好関係並びに紛争に対する不偏な立場を損なうものではないと考える。

政府専用機の購入問題に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十一月九日

参議院議長 藤田 正明殿 黒柳 明

政府専用機の購入問題に関する質問主意書今回、政府は政府専用機としてB747の購入を決

定したが、そのいきさつが不明瞭であり、法規上も問題があるので以下質問する。

一 海外の邦人救出については、現行自衛隊法上規定がなく、自衛隊法の改正が必要とされる

が、その際、今回購入する政府専用機のみが邦人救出の任務を行えるものとするのか。それとも現在保有している輸送機等も使用できるものとするのか。又、邦人救出の際、状況が緊迫してても武装した自衛官を搭乗させることはな

いか。

二 今回購入が決まつた政府専用機の管理は総務省庁になるのか、又、防衛庁になるのか。又、一機当たりに見込まれる年間維持費はどの位か。

三 機種選定委員会は、内閣官房副長官を委員長とし、防衛庁、外務省及び運輸省の関係局長で構成され、同委員会の下に置かれた関係省庁の担当課長からなる幹事会と合わせ、昭和六十二年五月から十月までの間に十一回開催された。(五月二十八日、六月一日、六月五日、六月十日、六月二十二日、六月二十四日、七月十七日、八月十一日、十月八日、十月二十日、十月二十二日)

四 月日について明らかにされたい。

グラス社に提出した提案要求書の内容と両社の回答について明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十二年十一月十七日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員黒柳明君提出政府専用機の購入問題

に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出政府専用機の購入問題

問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府専用機について、内閣総理大臣の輸送、緊急時における在外邦人救出のための輸送等に使用するために総理府において購入することとしており、その管理運用については、現時

点では、総理府で行うことと考えているが、具体的な管理運用の在り方については、法的な問題を含め今後関係省庁で十分検討することとしている。

なお、年間維持費については、管理体制が未定である現段階で算出することは困難である。

三について

政府専用機検討委員会は、内閣官房副長官を委員長とし、防衛庁、外務省及び運輸省の関係

局長で構成され、同委員会の下に置かれた関係省庁の担当課長からなる幹事会と合わせ、昭和六十二年五月から十月までの間に十一回開催された。(五月二十八日、六月一日、六月五日、六月十日、六月二十二日、六月二十四日、七月十七日、八月十一日、十月八日、十月二十日、十月二十二日)

四について

提案要求書の概要は、次のとおりである。

(1) 無給油で六千五百ノーオイルマイル(約一万二千キロメートル)以上の航続性能を有すること。

(2) 会議室、事務室等政府専用機固有のスペースを確保した上で、内閣総理大臣の外国訪問の場合は百五十人程度、邦人救出の場合は三百人程度を収容できること。

(3) 発動機三発以上を装備している機種で、国際線等への導入状況を勘案し、安全性等について十分確認されること。

(4) 国内外において今後相当長期にわたって整備の支援基盤を有すること。

なお、これに対する回答内容については、程度の差はあるものの提案要求を満たしたものとなつてゐるが、非公開を条件とされているのでその詳細を明らかにすることは差し控えたい。

右の二飛行場以外のわが国に存在するすべての米軍飛行場について、前二者と同趣旨の協定が存在するか否かを明らかにし、もし存在しない場合には、その理由と、締約の必要性の有無を明らかにされたい。

三 沖縄県所在の米軍嘉手納飛行場については、前記のような協定が存在しない。厚木、横田に劣らず米軍機の爆音に連日連夜悩まされている周辺住民等が国に対し嘉手納基地爆音訴訟を提起(昭和五十七年二月二十六日)していることは、政府も当然承知のことと思う。それでもかわらず、前記のような協定が締結されていないといふことは、沖縄県民を差別するものであり、同一条件下の国民に不平等を強いる反憲法的な政府の怠慢と言わざるを得ない。このよう

昭和六十二年十一月九日 喜屋武真榮

参議院議長 藤田 正明殿

わが国の米軍飛行場周辺における爆音軽減措置に関する質問主意書

除されており、町村が単独で用地費・補償費を支出しているのが実態である。特に飯川村の場合は、治山ダム用地二千七百六十五平方メートルを百七十九万円で買収しているが、これは、同村で行われている治山事業国庫補助千七百七十七万円の一割を越えるものである。

これは、国土保全等森林の公益的機能の維持・増進にとつて重要な役割を果たしている治山事業における公共的性格に照らしても、また、被災者の窮状を考えても、到底納得できるものではない。

憲法第二十九条の原則に立ち返つて治山事業における林地補償の不當な取扱いをやめ、せめて他の公共事業並みの補償を行うべきである。以上の観点から、治山事業における用地・立木等の補償について以下質問する。

一 治山事業における林地に対する損失補償の取扱いについて

治山事業のうち、森林法に基づく保安施設事業は水源のかん養や、土砂の流出・崩壊、水害などを防ぐために行われる森林の造成・維持のための事業であり、事業の実施に当たつて農林水産大臣が指定する保安施設地区の土地の所有者等は事業の実施を拒んではならないという受忍義務が課されている。その見返りとして森林法第四十五条第二項では「國又は都道府県は、その行つた……行為により損失を受けた関係人に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない」ことを定め、細目は林野庁長官通達に規定されている「民有林直轄治山事業等損失補償取扱要綱」及び「民有林直轄治山事業等損失補償基準」に準じて補助治山事業の損失補償が行われることになつている。

この損失補償取扱要綱」第三条には、①作業道等の用地、②えん堤工、土留工等の用地、

③これら工作物の築設によつて新たに堆砂敷地になる用地等に対する「通常生ずべき損失を補償する」ことが明記されている。また、同じく林野庁長官の通達である「治山事業設計書作

成要領」の「積算書の内容」には、「これら損失補償を積算すべきことが明示されており、用地費・補償費も国の補助金の対象となつていている」とは全く明らかである。

ところが、先の「損失補償取扱要綱」第三条では、えん堤工、土留工等の用地及びこれら工作物の築設によつて新たに堆砂敷地になる用地等のうち、宅地や農地については損失補償を行なが、林地(山林)については損失補償の対象にしないこととされている。その根拠となつているのが、例えば同「要綱」第三条第二項の「宅地、農地その他これに類する土地にえん堤工、土留工、水路工等の工作物を築設する場合における当該工作物の敷地……に供する土地等」を補償対象とするという表現である。つまり、「宅地、農地その他これに類する土地」には林地は含まれないというのが林野庁の解釈である。その論拠とされているのは、「補助治山事業が民有林の荒廃を防ぐことによつて山林所有者の利益になるのだから林地を無償提供するのは当然だ」というものである。

治山事業が森林所有者の利益になることを否定するものではないが、同時に、治山事業が下流域の災害予防など、すぐれて公共的な性格を持つていることは、例えば復旧治山事業の採択基準が「現に下流域に被害を与えた、又は被害を与える恐れがあつて、流域保全上重要なもの及び公共の利益に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの」と規定されていることからも明白である。それにもかかわらず林地を補償対象から除いているのは、結局のところ、関係地権者の権利を侵害してでも治山事業予算を抑制することが目的だと考へざるを得ない。

そこで伺いたい。
1 治山事業における損失補償対象から林地を排除していることは、憲法第二十九条第三項の規定に反しているとは考えられないか。

2 また、このことは森林法第四十五条第二項

の損失補償規定に反するとは考へないか。農林水産事務次官等を顧問とする「農林法規研究委員会」が編集・執筆した農林法規解説全集」の解説によれば、森林法第四十五条第二項は「森林所有者等は、水源のかん養及び災害の防備という公共目的のために……受忍義務が課されるのであるが、事業の実施行行為等により生じた損失に対しては、憲法第二十九条第三項の趣旨に従い、『正当な補償』がなされる」と解釈されている。この損失補償の対象の大部 分は当然のことながら林地であるが、それでも森林法第四十五条第二項の損失補償規定の解説によつても補償対象から林地を除くなどという解釈が出てくる余地はない。それに反しないと強弁するのか。

3 損失補償の対象から林地を除くという林野庁の歪んだ解釈・運用は、同一通達の中に矛盾を生まざるを得ない。先にあげた「民有林直轄治山事業等損失補償取扱要綱」では「宅地、農地その他これに類する土地」との表現で山林・林地が除かれるとされているが、その細目を定めた「民有林直轄治山事業等に伴う損失補償基準」第八条では、①宅地②農地③山林④その他の土地ごとに土地取得補償の前提となる「正常な取引価格」の算定方法を定めている。また、同「損失補償基準」の「運用方針」では、第二で①宅地②農地③山林④準宅地⑤その他の土地ごとの正常な取引価格算定の細目が定められ、第十一で①宅地・準宅地及び農地②山林及びその他の土地の借り賃の基準が定められている。このように「損失補償基準」及び「運用方針」では山林・林地は損失補償対象から排除されるどころか、宅地・農地などと並んで林地の損失補償額算定の細目が定められているのである。この矛盾をどう説明されるのか。

4 以上のように、憲法、森林法に反し、さら同一通達内部でも矛盾に満ちた「民有林直

轄治山事業等損失補償取扱要綱」第三条の規定を見直し、公共用地として取得・使用する林地を正当な補償の対象とするべきと考えるがどうか。

二 砂防事業等類似事業における損失補償の取扱いについて

先に指摘した治山事業の損失補償対象から林地を除くことの不当性は、類似した事業である砂防・治水事業における用地費・補償費の取扱いと比較しても明らかである。

砂防・治水事業などにおいては「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によつて、不十分とはいえ、林地も含めて損失補償が行われている。福島県内で行われてきた砂防事業を例にとると、昭和五十三年度から六十二年度の十力年で総事業費に占める用地費の割合は二・九%~四・三%となつておらず、山林はその大部分を占めている。例え、先にあげた塙町・鮫川村に隣接する棚倉町で五十九年に実施された空沢ダムの場合、補償された用地三千三十平方メートルはすべて山林である。治山事業のように山林を除くなどということはない。だからこそ、当初飯川村は砂防事業で災害復旧を行うことを希望し、そのための先行取得としてダム建設用地を買収したのである。

三 そこで伺いたい。

1 同じ公共事業である砂防事業において行われている山林・林地に対する損失補償が治山事業で行われていないのはなぜか。治山事業は公共事業ではないとも言つもありなのが、そこで伺いたい。
2 目的、規模等が違うとはいえ、治山事業と砂防事業は類似した事業であり、農林・建設両省及びその前身省の間で事業の調整がしばしば行われてきたこと、また、「治山及び砂防事業を有機的に関連せしめて強力に推進する」(治山治水基本対策要綱、昭和二十八年十月十六日)ための努力が払われてきたこと

は歴史的にみても明らかである（大正二年四月十六日付内八四通牒、昭和四年十二月六日付発土八五通牒、昭和三十八年十二月七日付三八林野治一八一通達など）。

したがつて、砂防事業のうち、治山事業と重複する部分が多い土砂流出防止、山地・溪流の荒廃防止のための事業を一体のものとして総合的に実施する必要があると考えるがどうか。また、その場合、当然のことながら用地費・補償費等の取扱いに差をつけるべきではないと考えるがどうか。

三 その他

1 先にあげた塙町・鮫川村における災害関連緊急治山・復旧治山事業では、林地補償ばかりか山林火災で焼けたことを理由に立木補償も行われていない。しかし、現場では焼け残った木を多数伐採しながら治山工事を進めているのが実態であり、塙町は町単独で立木補償約六十万円を計上している。こういう実態に即して立木補償を直ちに行うよう県を指導するとともに、国の補助金等でカバーすべきではないか。

2 また、鮫川村のダム用地先行取得については、交付金対象にすべきであると考えるがどうか。

3 臨調「行革」路線のもとで、復旧治山事業に対する国庫補助金は従来の三分の二から、昭和六十年度に六〇%に、六十一年度に五五%に、さらに今年度からは五二・五%に連続して引き下げられてきた。これによつて都道府県の負担は一五%近く増え、財政を大きく圧迫している。治山事業の公共的性格からいつて、補助率引下げをやめ、五十九年度以前の三分の二補助に戻すべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和六十二年十一月十四日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議員下田京子君提出治山事業における用地・立木等の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員下田京子君提出治山事業における用地・立木等の補償に関する質問に対する答弁書

一及び二の1について

林地について生ずべき損失は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十五条第二項の規定に基づく補償の対象となり得るものであり、御指摘の民有林直轄治山事業等損失補償取扱要綱第三条の規定は、これを補償の対象から除く趣旨ではない。

なお、具体的に補償の対象となる通常生ずべき損失の有無及び範囲は個別事例に応じて判断されるため、一概に砂防事業との比較はできない。

二の2について

治山事業は、水源涵養、土砂の流出又は崩壊の防備等の目的を達成するため行う森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であり、一方、砂防事業は、治水上砂防のため、土砂の生産を抑制し流送土砂を防止調整するに必要な事業であつて、両事業は、その目的及び範囲を異にしている。

このような相違点を踏まえ、両事業を区分して、両事業の調整をとりつつ、その円滑な実施を図つているところである。

三の1について

福島県は、鮫川村における治山工事のため伐採又は埋没する立木については、山林火災による被害木であることから、治山工事の実施により通常生ずべき損失はないと判断したと承知している。

一方、塙町における治山工事のため伐採し又は埋没する立木については、損失補償の対象となると考えられるので、現在、福島県が必要な調査を進めているところである。

三の2について

本件については、事業の円滑な実施を図るために鮫川村がダム用地を先行取得したものであり、福島県は事業費を支出しておらず、森林法第四十六条第二項に基づく国の補助の対象とはならない。

三の3について

國の補助金等については、昭和六十三年度までの臨時特例として、昭和六十一年度においては事業事業の見直しに努めながら補助率の総合的見直しを行い、昭和六十二年度においては厳しい経済環境の下で財政再建の路線を堅持しつつ公共事業の事業費を確保するため公共事業に係る負担又は補助の割合の引下げを行つたところである。

臨時特例の終了後における國の負担又は補助の割合の取扱いについては、これまでの経緯やこれまで講じてきた措置の性格を踏まえ、今後の諸情勢の推移、国及び地方の財源配分及び役割分担の在り方等を勘案しながら、その時点において適切に対処してまいりたい。

このことは、竹下総理もよくよくご承知のはずである。

こうして、この中海干拓事業そのものの根本的な再検討が求められている。

かかるに、中海・宍道湖干拓淡水化事業は、島根県の「宍道湖中海水質管理委員会」が十月二十七日、農林水産省から提示された「限定的淡水化試行計画」の受け入れを決めたことにより新たな局面を迎えていた。

こうした一連の経過を踏まえ、政府の責任で「限定的淡水化試行計画」の強行を中止することとこの事業の全面的再検討を求める立場から、農林水産省の提示した「限定的淡水化試行計画」並びに中海・宍道湖干拓淡水化事業に関して以下質問する。

一 「限定的淡水化試行計画」について
第一は、県民の強い不安と反対を押し切つて「限定的淡水化試行計画」をあくまで強行するのかという問題である。

そもそも農林水産省は、三年前の昭和五十九年八月に、「淡水湖化は湖の現状程度の水質をほぼ維持しながら進めていくことが可能である」との「中間報告」とそれに基づく「淡水化試行

右の質問主意書を国会法第七十七条によつて提出する。

参議院議長 藤田 正明殿

吉岡 吉典

国営中海・宍道湖干拓淡水化事業に関する質問主意書

国営中海・宍道湖干拓淡水化事業に関する質問主意書

経過した。この事業は、当初、戦後日本の深刻な食糧不足を解決するための国策事業として始められたもので、すでに七百億円以上の巨費が投じられ、完工までには千億円以上を要する大事業計画である。

しかし今日、日本の農業・食糧問題をめぐる情勢には大きな変化があり、この事業計画そのものが破たんするとともに、この計画をめぐつて多くの問題點が生じている。特に中海・宍道湖淡水化をめぐつて、県民の間に全国のシジミ生産の六五%を占めるヤマトンジミの絶滅や水質・環境悪化の不安が広がっている。このため、中海・宍道湖周辺市町の人口の過半数を大きく上回る約三十二万人もの「淡水化反対署名が集まるなど、淡水化反対運動が大きく盛り上がり」上がつていている。

このことは、竹下総理もよくよくご承知のはずである。

こうして、この中海干拓事業そのものの根本的な再検討が求められている。

かかるに、中海・宍道湖干拓淡水化事業は、島

根県の「宍道湖中海水質管理委員会」が十月二十七日、農林水産省から提示された「限定的淡水化試行計画」の受け入れを決めたことにより新たな局面を迎えていた。

こうした一連の経過を踏まえ、政府の責任で

「限定的淡水化試行計画」の強行を中止することと

この事業の全面的再検討を求める立場から、農林

水産省の提示した「限定的淡水化試行計画」並びに

中海・宍道湖干拓淡水化事業に関して以下質問する。

一 「限定的淡水化試行計画」について
第一は、県民の強い不安と反対を押し切つて「限定的淡水化試行計画」をあくまで強行するのかという問題である。

そもそも農林水産省は、三年前の昭和五十九年八月に、「淡水湖化は湖の現状程度の水質をほぼ維持しながら進めていくことが可能である」との「中間報告」とそれに基づく「淡水化試行

計画」を島根、鳥取両県へ提示し、試行への同意を求めていたが、両県から「中間報告」の検討の委託を受けた科学者で組織する助言者会議は、昨年二月に「淡水化すればアオコが発生し、水質汚濁は避けられない」との結論を出した。さらに、周辺住民の反対運動の大きな広がりなどから、「淡水化試行計画」への両県の同意が得られないまま、この事業は行き詰まつていた。

この事態を開拓すべく、窮屈の一策として出されたのが、本年九月に示された中浦水門十門のうち一門を開拓して試行を行うという「限定的淡水化試行計画」であった。しかし、この「限定的試行計画」は①助言者会議から多くの問題点が指摘されていた「中間報告」を前提とした計画である、②本格淡水化の予測をするには塩分濃度が余りにかけ離れており、淡水化予測や生態系の変化予測が十分に解明されていない、など大きな問題をかかえた内容となつており、その強行は周辺住民の不安を一層増大させることになる。そこで尋ねるが、

1 政府は、周辺住民の過半数を超える「淡水化反対」署名、県民の強い不安や反対をどう考へるのか。

周辺住民の合意もないもとでの「限定的試行計画」を撤回する考へはないか。

2 あくまで「限定的試行」を強行するというのであれば次の点について質問する。
①「限定的試行」で、本格淡水化の場合の実証的な水質予測が可能か。また、「限定的試行」の結果、顕著な水質悪化や環境悪化

がみられなかつた場合、それをもつて本格淡水化の場合も水質や環境に悪影響を及ぼさないと判断することができるのか。

②「限定的試行」の結果、水質悪化が明らかになれば淡水化計画を見直すのかどうか。

二 中海干拓事業について

第二は、中海干拓事業そのものについてであ

る。

この事業はもともと米づくりを目的とし、十年間で中海に二、五四一ヘクタールの干拓地を造成しようというものであつた。しかし、昭和四十五年に米の過剰による減反政策がはじまり、米の増産という干拓事業の前提がくずれた。

当然、この時点での計画は再検討されるべきであつた。にもかかわらず、政府は、畑作、酪農が目的などとして、營農計画もないままに今日まで事業を続けてきた。そのため十年計画は二十六年計画に延ばされ、総事業費も百二十億円から八百八十億円に膨れあがつている。

さらに、干拓地の分譲価格は、他の干拓地よりはるかに高い10アール当たり百六十万円（昭和六十三年度完成見込みの試算）といわれてきたが、工期がさらに延びるところから三百万円に達するとの試算も行われている。

この事業は、計画どおり農地造成をして全く売れる見込みがなく、失政の責任を免れない計画である。しかも、すでに問題にしたように淡水化すれば、アオコの発生など水質悪化は避けられず、「シジミを守れ」と運動が起こるなど住民の大多数が反対している。国会でも、これ以上の投資は、国費の無駄使いであると中止

を求める論議がしばしば行われてきた。

そこで政府に尋ねる。

1 直ちに、法的手続に基づく計画変更を行い、本庄地区の干拓と淡水化事業を中止すべきではないか。

2 事業をあくまで継続するというのなら、

① 総事業費がいくらになるのかを含めた今

後の計画と見通しを示されたい。

② 造成農地が売れる見込みが確実にあるかどうかその具体的見通しを明らかにされたい。

③ 造成農地の分譲価格の見込みを具体的に示されたい。

3 推進地区などの既干陸地については、部分完工をして分譲してほしいとの要求がある。

部分完工を認めるべきだと考へるがどうか。

右質問する。

昭和六十二年十一月二十七日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員吉岡吉典君提出国営中海・宍道湖千

拓淡水化事業に関する質問に対し、別紙答弁書

を送付する。

宍道湖・中海の本格淡水化については、限定試行計画の実施により水質予測の精度向上を図り、関係者の理解を深めた上で実施してまいりたい。

二の2の①について
総事業費及び工期については、総事業費を九百九十億円、工期を昭和六十七年度完成と見直す考へである。

二の2の②及び③について
国営中海千拓事業により造成される農地は、整備水準の高い大規模な農地で、現地における農地、島根県の營農実験場でも良好な成績が得られており、また、配分農地に対する農家の負担金の額は、現段階では具体的にはまだ定

鳥取、島根両県に対し昭和六十二年九月二十日に提示した「宍道湖・中海限定的淡水化試行計画」(以下「限定試行計画」という。)は、宍道

湖・中海の湖の水質・魚介類等に極力大きな影響を与えないよう配意しつゝ、水質等を調査研究、検証して将来の水質予測の精度向上等を図り、本格淡水化の検討に資することを目的とするものであり、両県の同意を得て実施する考えである。

まつてないが、一般的には干拓地での営農の収益性、周辺農地価格等を考慮して定められるものであるから、本事業により造成される農地についても配分を希望する農家はあると考えている。

二の3について

揖屋、安来及び弓浜の三工区については、部分完工を行う方向で検討中である。

F 16 戦闘機の欠陥問題と安全性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年十一月十一日

及川 順郎

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年十一月二十七日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員及川順郎君提出F 16 戦闘機の欠陥問題と安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和六十二年十一月五日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

外務委員長 森山 真弓

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本法律案については、第百九回国会において趣旨説明を聴取し質疑を行つたが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

ストの結果について、いかなる認識と対応を考えているのか示されたい。

二 地元関係者では、八Gにしたとしても「安全性が保証されているわけではない」という認識が強い。従つて、欠陥部分の改善がされるまでF 16の飛行及び訓練回数の制限を希望しているが、政府としてはどう対応するのか示されたい。

三 在日米軍基地にすでに配備されているF 16については、配備時点では欠陥問題が粗大にのぼつていなかつたと思われる。従つて、ゼネラル・ダイナミックス社の改善作業と連動し、住民不安の解消と安全性確保のために、現在配備されているF 16についても改善要請をすべきと考えるが、政府の考えを示されたい。

右質問する。

右については、審査を終わらなかつた。よつて右の試験で加えられたような荷重な現実の飛行訓練では生起しないと考えられ、また、今日までに米空軍及び同盟諸国に納入された同型機について、かかる問題は認められないとの趣旨を明らかにしているところである。

政府としては、F 16は、高い安全性を有し、多くの国で採用されている航空機であると承知しており、また、米軍は右の措置を採つてゐるところであるが、本件については、引き続き注视してまいりたいと考えている。

参議院議長 藤田 正明殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(継続案件)

右について、審査を終了するに至らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

審査報告書

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

過日、三沢の在日米軍基地視察を行つた。その際、F 16の欠陥問題と安全性について、地元の三沢市長から在日米軍並びに外務省と防衛施設庁に對し照会の文章を送付した旨話があつた。在日米軍からは早速答弁の返信があつたが、外務省と防衛施設庁からは今だ返信がないことである。

当問題は、F 16の製造元ゼネラル・ダイナミックス社の地上テストの結果一三・五G直前で主翼上部の亀裂、剝離が生じ、現在同社で改善の検討を進めているものである。かかる問題に關し、日本政府の対応について以下質問する。

一 ゼネラル・ダイナミックス社のF 16の地上テ

一から三までについて

政府としては、F 16の製造元であるゼネラル・ダイナミックス社の荷重試験において、設計上の最大制限荷重(九G)の一・五倍の荷重(一三・五G)に達する直前に試験機の左翼部分

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百九回国会開会中において次の事項について調査を行い、また、同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

調査事項

一、原爆被爆者対策に関する件

一、B型肝炎感染予防対策に関する件

一、国民医療総合対策本部中間報告に関する件

一、老人保健施設のモデル事業に関する件

一、国立病院・療養所統廃合に関する医療体制に関する件

一、自治医科大学卒業生の就業先に関する件

一、柔道整復施術に対する療養費払いの取扱いに関する件

一、輸入血液製剤によるエイズ(後天性免疫不全症候群)感染者数等に関する件

一、インフルエンザ予防接種に関する件

一、昭和六十三年度社会保障関係予算の概算要求に関する件

一、山地産婦人科クリニック(東村山市)新生児死亡事件に関する件

一、ベビーパウダーのアスベスト混入に関する件

経過の概要

一、造船業等における退職勧奨に関する件

一、最近の雇用失業情勢と雇用対策に関する件

一、農林水産政策に関する調査(継続事件)

一、農林水産行政に関する調査(継続事件)

一、運輸事情等に関する調査(継続事件)

一、運輸委員長 田代富士男

一、調査報告書

経過の概要

本委員会は、第百九回国会開会中及び閉会後に

おいて、主として資料の収集整備を行つた。

なお、地域経済及び産業活動等の実情調査のた

め、北陸、近畿及び中部地方に委員を派遣する等

鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわた

るため、調査を終了するに至らなかつた。

一、鉄道清算事業団職員の再就職対策、同事業団の用地

売却と地価抑制の必要性、JR旅客会社の出向職

員の取扱等運営状況、第四次全国総合開発計画に

おける交通政策、首都高速道路公団の料金改定、

A.T車の事故防止対策、民間機と自衛隊機とのニ

アミス防止対策、青函ずい道・本四架橋開通に伴

う鉄道施設整備、航空自衛隊千歳基地における燃

料タンク落雷等の諸問題について質疑を行つた。

閉会後においては、北海道、青森県及び四国地

方における鉄道事業の現状、港湾及び空港の整備

状況等の運輸事情に関する実情調査のため、北海

道、青森県、香川県及び高知県に委員派遣を行つ

たほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

社会労働委員長 関口 恵造

参議院議長 藤田 正明殿

調査報告書

農林水産行政に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

運輸委員長 田代富士男

参議院議長 藤田 正明殿

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

参議院議長 藤田 正明殿

調査報告書

その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

調査報告書

通信委員長 上野 雄文

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百九回国会開会中、N T T株売却益の公共事業への無利子貸付けに関する件、

公共事業の地域配分に関する件、建設業への不良業者参入の排除に関する件、地価高騰対策に関する件、総合保養地域整備法の施行に関する件、渴

水対策に関する件、八ツ場ダム建設に関する件、水源かん養林に関する件、第十次道路整備五箇年計画に関する件、四全総に関する件、公団住宅の建て替え問題に関する件等について、建設大臣、

N T Tの市外電話料金の値下げ、シルバープラン貯金の創設、少額貯蓄非課税制度の廃止に伴う郵便貯金への影響、放送衛星開発費とN H K経管との関係、総務省の郵便事業に対する現状認識、郵便局における防犯対策等の諸問題につき、関係当局及び参考人に対し質疑を行つた。

また、同国会閉会後においては、沖縄及び北陸・信越地方に委員派遣を行つて所管業務に関する実情を調査するとともに、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

閉会後においては、中央自動車道長野線、長岡ニーダータウン等の建設事業の実情調査のため、新潟県、長野県及び愛知県に委員派遣を行つたほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

予算委員長 原 文兵衛

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

参議院議長 藤田 正明殿

建設事業及び建設諸計画等に関する調査(継続事件)

調査報告書

建設委員長 村沢 牧

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百九回国会開会中及び閉会後に調査のため、沖縄県及び北海道に委員を派遣しておいて、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めた。

昭和六十二年十一月五日

科学技術特別委員長 飯田 忠雄
参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百九回国会開会中、我が国の総合的な研究開発推進体制、原子力開発利用長期計画、原子力施設の安全確保、原子力船「むつ」問題、宇宙開発の推進、老化研究及び長寿化社会対応科学技術の研究開発、遺伝子工学の進展、超電導物質関連技術の研究開発、大型放射光(SOR)施設の開発利用、海洋開発の推進、自然災害予知技術の開発等の諸問題について、科学技術庁長官及び関係政府当局に対し質疑を行つた。

また、超電導に関する諸問題について参考人から意見を聴取した。

閉会後は、関係資料の収集に努めるとともに、科学技術庁金属材料技術研究所等超電導関連技術研究諸施設(筑波研究学園都市)の視察を行う等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

決算委員長 稲山 審

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本委員会は、第百九回国会開会中及び同国会閉会中、表記の件に関し、昭和六十年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは委員派遣を行つた。

また、超電導に関する諸問題について参考人から意見を聴取した。

閉会後は、関係資料の収集に努めるとともに、科学技術庁金属材料技術研究所等超電導関連技術研究諸施設(筑波研究学園都市)の視察を行う等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

参議院議長 藤田 正明殿

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

参議院議長 藤田 正明殿

環境特別委員長 松尾 官平

調査報告書

建設事業及び建設諸計画等に関する調査(継続事件)

官 報 (号 外)

右のほか、同国会閉会後、委員派遣（岡山県、香川県及び三重県）を行うとともに、開会中及び閉会後において資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

産業・資源エネルギーに関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和六十二年十一月五日

産業・資源エネルギー 大木 正吾
に関する調査会長 大木 正吾

参議院議長 藤田 正明殿

経過の概要

本調査会は、第百九回国会開会中、調査のテーマ及び調査の基本的進め方等について意見の交換を行い、資源問題に関する件及び石炭問題に関する件について、田村通商産業大臣、平井労働大臣及び関係政府当局に対し質疑を行つた。

また、開会中及び閉会後において産業・資源エネルギーに関する資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかつた。

明治三十五年三月三十一日

昭和六十二年十二月四日

一六

參議院會議錄追録

發行所
〒 105
大 藏 省 印 刷 局
電 官 報 課
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
三 タイ ル イン
(英語)
一定 価 格
一 円 部